

用語の解説

(ア 行)

悪臭

人が感じる「いやなにおい」「不快なにおい」の総称。事業活動に伴って発生する悪臭については、「悪臭防止法」に基づき規制が行われている。

アスベスト

37 ページ「アスベストとは」参照。

硫黄酸化物 (SO_x)

一酸化硫黄、二酸化硫黄などの硫黄の酸化物の総称。石油や石炭等の硫黄分を含む化石燃料を燃やしたときに発生する。大気汚染の原因物質として、人の呼吸器系に障害を与えたり、植物を枯らしたり、酸性雨の原因にもなる。

一酸化炭素 (CO)

14 ページ「表 3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

上乗せ基準

ばい煙や汚水などの排出規制に関して、それぞれ国の規制基準が定められているが、自治外がその自然的・社会的条件からの判断に基づき、条例で定めたより厳しい基準。

SS (浮遊物質)

Suspended Solid の略。水中に懸濁している不溶性物質。

オゾン層

地球の上空 25km 付近にあるオゾンを多く含む大気層で、太陽光から出る有害な紫外線を吸収する。フロン等によるオゾン層の破壊が確認されたため、オゾン層破壊物質の削減に向けた国際的な取り組みが進められている。

温室効果ガス

地表面から放出される熱を吸収し、宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室のような効果を持つ大気中の気体の総称。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等がある。

近年、大気中に二酸化炭素を中心とする温室効果ガスが増加しており、気候の温暖化が問題となっている。

(カ 行)

環境アセスメント (環境影響評価)

事業の実施などにより環境に及ぼす影響やその防止対策について、事前に調査、予測、評価をすること。

環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) 第 16 条第 1 項において、政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準と定められている。

公 害

「環境基本法」第 2 条第 3 項において、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義されている。

公害防止協定

「いわき市公害防止条例」(昭和 46 年いわき市条例第 41 号) 第 12 条の規定に基づき、市と公害の発生源を有する企業との間で、公害の規制基準や、生産設備の新增設時の協議義務など、主に法律等で規定されていない公害の防止に関する措置について協議し、双方合意の上で締結する協定。

光化学オキシダント

工場・事業場、自動車などから発生する窒素酸化物や炭化水素系物質(主に非メタン炭化水素)が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより発生する。光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物などの植物への影響も観察されている。光化学スモッグ注意報は、大気中の光化学オキシダント濃度が継続的に 0.12ppm を超えると判断された場合に発令される。

公共用水域

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項の規定において、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（終末処理場を設置する公共下水道及び流域下水道（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）と定義されている。

（サ 行）

再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」と「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成 21 年法律 72 号）によって定義されている。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他自然界に存する熱、バイオマスを指す。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要がある。

酸性雨

39 ページ「酸性雨とは」参照。

COD（化学的酸素要求量）

72 ページ「用語の説明」参照。

新エネルギー

「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面で制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成 9 年法律第 37 号）で定義されており、再生可能エネルギーのうち、太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力など

を指す。新エネルギーは、大きく分けて発電分野と熱利用分野に分けられており、発電分野には太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電の 5 つがある。熱利用分野は、太陽熱利用、バイオマス熱利用、温度差熱利用、雪氷熱利用の 4 つがある。また、発電分野かつ熱利用分野にバイオマス燃料製造がある。

（タ 行）

浅所陥没（鉱害）

石炭又は亜炭鉱業における浅所（地表から 50m 以内）の採掘跡若しくは坑道跡の崩壊等に起因して、採掘地域の地表に突発的に陥没、亀裂等を発生する現象をいう。

全窒素

72 ページ「用語の説明」参照。

全 燐

72 ページ「用語の説明」参照。

総量規制

大気汚染や水質汚濁の防止を図るため、工場・事業場が集中している地域において、ばい煙等の発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減するために用いられる規制手法。地域を指定し、排出の規制をするものであるが、個々の発生施設ごとの排出基準より厳しい基準が設けられる。

（タ 行）

ダイオキシン類

非常に強い毒性を持つ有機塩素化合物。ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をまとめてダイオキシン類という。炭素、酸素、水素、塩素を含む物質が燃焼される過程で非意図的に生成される物質で、主にごみの焼却などにより非意図的に発生し、その猛毒性（発がん性、催奇形性等）が問題となっている。

大気汚染常時監視システム

窒素酸化物や浮遊粒子状物質等の大気汚染物質の濃度や風向・風速等の気象状況など、

大気環境データをリアルタイムで収集・配信するシステム。

大腸菌群数

大腸菌及びこれと類似した菌の数。大腸菌群が検出された場合、人畜等のし尿の混入が疑われ、赤痢菌やチフス菌などの病原菌が存在する可能性がある。

窒素酸化物 (NOx)

窒素と酸素の反応により生成された物質の総称。このうち、主に大気中に存在するのは一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) で、光化学スモッグの原因の一つになっている。主な発生源は、自動車、工場、家庭の暖房等である。

DO (溶存酸素量)

Dissolved Oxygen の略。水中に溶けている酸素量をいう。溶存酸素は、水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものであり、不足すると水は嫌気性状態となり、嫌気性細菌により硫化水素、メタン等が発生し、悪臭の原因となることがある。なお、20°C、1 気圧での飽和溶存酸素量は約 9mg/L である。

TEQ (毒性等量)

Toxicity Equivalency Quantitiy の略で、毒性等量という。ダイオキシン類の毒性は、種類によって大きく異なるため、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して評価する。TEQは、換算した濃度であることを明示するための記号である。

低公害車

従来のガソリン車、ディーゼル車などに比べ、窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性が優れているなどの環境にやさしい車。平成13年7月に国において策定された「低公害車開発普及アクションプラン」においては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット車及び低燃費かつ低排出ガス認定車を実用段階にある低公害車として位置付けている。

等価騒音レベル (L_{Aeq})

変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの総暴露量を時間平均した物理的な指標であるため、異なる音源からの騒音を合成したり、特定の音源の寄与割合を求めたりといった予測評価等が容易になる。

(ナ 行)

75%値

72 ページ「用語の説明」中の 75%水質値と同じ。

二酸化硫黄 (SO₂)

14 ページ「表3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

二酸化窒素 (NO₂)

14 ページ「表3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

ノルマルヘキサン抽出物質含有量

溶剤の一種であるノルマルヘキサンにより抽出される物質の含有量を示す。抽出される物質は、主として油性物質であるので、油分と通称される場合もある。

(ハ 行)

ばい煙

燃料及びその他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び有害物質の総称。

非メタン炭化水素

14 ページ「表3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

BOD (生物化学的酸素要求量)

72 ページ「用語の説明」参照。

微小粒子状物質 (PM2.5)

14 ページ「表3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

pH（水素イオン濃度指数）

水素イオン濃度を表す指数で、水素イオン濃度の逆数の常用対数として定義された量。pH=7が中性で、7よりも低いと酸性が強く、7よりも高いとアルカリ性が強い。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）

耐熱、耐薬品性、絶縁性に優れているが、毒性が非常に強い有機塩素化合物。その特性上、可塑剤、絶縁油等、多くの用途がある。その毒性や廃棄困難性から、1972年に製造が中止されたが、全国の事業所等に数千トン保管されているといわれており、その処理が課題となっている。

浮遊粒子状物質（SPM）

14ページ「表3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

（ヤ 行）

有害大気汚染物質

継続的に摂取すると、人の健康を損なうおそれのある物質で、大気汚染の原因となるもの（ばい煙中の硫黄酸化物、有害物質及び特定粉じんを除く。）をいう。

国においては、有害大気汚染物質として247物質が指定されており、大気汚染防止法ではその中から優先的に対策に取り組むことが望まれる22物質を優先取組物質としている（平成31年4月末現在）。また、優先取組物質のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びベンゼンの3物質については指定物質として環境基準が設定されており、平成13年度からは、加えてジクロロメタンについても環境基準が設定された。

なお、水銀及びその化合物については、平成30年4月1日より有害大気汚染物質から除外されているが、引き続き常時監視を実施する必要がある物質として位置づけられている。

（単 位）

重 さ

1 t (1トン)	= 1000kg
1kg (1キログラム)	= 1000 g
1 g (1グラム)	= 1 g
1mg (1ミリグラム)	= 1000 分の 1g
1μg (1マイクログラム)	= 100 万分の 1g
1ng (1ナノグラム)	= 10 億分の 1g
1pg (1ピコグラム)	= 1 兆分の 1g

濃 度

ppm (parts per million)、ppb (parts per billion) 等は、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに用いられる。ある物質が 1m^3 ($=100\text{万 cm}^3$) 中に 1cm^3 含まれていれば、その物質の濃度は 1ppm と表示される。

1 %	= 100 分の 1
1 ppm	= 100 万分の 1
1 ppb	= 10 億分の 1
1 ppt	= 1 兆分の 1

環境行政のあゆみ

年月日	事項
S41.10. 1	いわき市誕生と同時に、企画調整室公害対策班が発足
S42. 3.31	いわき市公害対策審議会設置条例の制定
S42. 7. 1	磐城、勿来の両地区に、公害対策処理委員会の設置(旧磐城、勿来市の組織を継承して再設置)
S42. 7.15	いわき市公害対策審議会の設置
S42. 8. 3	公害対策基本法の制定(同日施行)
S43. 6. 1	公害モニターを設置し、70名に委嘱
S43. 6.10	大気汚染防止法及び騒音規制法の制定(43.12.1施行)
S44. 4. 1	市民部に公害課を設置
S45. 3.20	騒音規制法に基づく規制地域の指定
S45. 4. 1	騒音規制法の一部事務委任
S45. 5. 4	公害パトロール車による移動測定開始
S45. 6. 4	日本水素工業㈱小名浜工場と小名浜地区公害対策連絡委員会との間に民間公害防止協定締結
S45. 7.10	東京教育大学の一助手がいわき地区の農家保有米と土壤中のカドミウム調査結果を発表 カドミウム汚染問題で、住民との協議、水田土壤及び産米カドミウム分析、住民健康調査を実施
S45. 7.11	市内主要工場(7社)と公害防止協定締結
S45. 9. 9	市内主要工場(5社)と公害防止協定締結
S45.10. 1	市水産公害対策協議会を設置
S45.10. 8	いわき市議会に公害対策特別委員会設置
S45.11.26	公害対策審議会を開催し、日本水素工業㈱小名浜工場コークス炉増設問題について諮問 (45.12.25答申)
S45.12.25	工場実態調査、重金属環境大気調査、政府米の配給を実施(農家保有米と交換)
S46. 5.19	小名浜製錬㈱小名浜製錬所増設計画に伴う公害防止対策について、公害対策審議会へ諮問 (46.6.7答申)
S46. 9.30	悪臭防止法の制定 いわき市公害防止条例の制定(46.11.1施行)
S46.10. 1	大気汚染防止法の一部事務委任
S46.11.11	藤原川において、多数のへい死魚発生
S47. 1. 1	いわき市公害対策センター設置(福島県公害対策センターが同所に併設され、職員は県・市併任)
S47. 2.16	本多電機㈱と公害防止協定締結
S47. 2.29	いわきレミコン㈱(現・㈱磯上商事)と公害防止協定締結
S47. 3.31	水質汚濁に係る環境基準(COD)の水域類型指定:小名浜港
S47. 5. 1	テレメータリングシステムによる大気汚染の常時監視開始
S47. 5. 8	大気汚染常時監視要綱施行
S47. 5.11	古河機械金属㈱(現・古河電子㈱)と公害防止協定締結
S47. 5.13	騒音規制法に基づく指定地域の基準設定
S48. 3.31	水質汚濁に係る環境基準(BOD)の水域類型指定:藤原川等2水域 水質汚濁に係る環境基準(COD)の水域類型指定:常磐沿岸海域
S48. 5. 1	公害課を公害対策課と改称(機構改革)
S48. 7. 1	悪臭防止法に基づく地域の指定
S48. 7.20	悪臭防止法の一部事務委任
S49. 2.16	菱邦リサイクル㈱と公害防止協定締結(のちに東邦亜鉛㈱と合併)
S49. 3.26	水質汚濁に係る環境基準(BOD)の水域類型指定:夏井川(好間川合流点より上流)等4水域 水質汚濁に係る環境基準(COD)の水域類型指定:いわき市地先海域(漁港内を除く)等6水域

資料編（環境行政の主なあゆみ）

年月日	事項
S49. 5. 1	水質汚濁防止法の一部事務委任
S49.12.27	いわき地域公害防止計画(第1期)について内閣総理大臣の承認を得る(基礎調査 昭和47年度)
S50. 5. 1	市公害防止資金融資要綱に基づき貸付制度を実施
S51. 3.31	水質汚濁に係る環境基準(BOD)の水域類型指定:大久川および小久川等4水域
S51. 6.10	振動規制法の制定(51.12.1施行)
S51. 9. 9	古河電池㈱と公害防止協定締結
S51. 9.28	K値規制の第8次改定・適用開始
S51.12. 1	振動規制法の一部事務委任
S51.12. 7	藤原川において大量のへい死魚発生
S52. 2. 1	いわき市公害苦情相談員設置要綱の制定(同日施行)
S53. 4. 7	水質汚濁に係る環境基準(COD)の水域類型指定:常磐沿岸海域(小名浜港沖)
S53. 7.11	二酸化窒素に係る環境基準の改定
S53. 7.20	㈱クリナップステンレス加工センターと公害防止協定締結
S53. 9.18	三菱東京製薬㈱(現・㈱エーピーアイコーポレーション)と公害防止協定締結
S53.11.24	帝国臓器製薬㈱(現・あすか製薬㈱)と公害防止協定締結
S54. 3. 1	騒音規制法に基づく地域の指定(改定)
	悪臭防止法に基づく規制基準の設定(改定)
	振動規制法に基づく地域の指定並びに規制基準の設定
S54. 3.28	昭和49年2月16日までに締結した、17企業の公害防止協定を全面改正
S54. 5. 8	水質汚濁防止法施行令の一部改正(特定施設の追加)
S54. 8. 2	窒素酸化物の第4次規制公布
S55. 3.18	いわき地域公害防止計画(第2期)について内閣総理大臣の承認を得る
S57. 3. 3	深夜騒音等に係る福島県産業公害防止条例の一部改正
S57.10. 1	深夜騒音等に係る規制地域の指定
S58. 4. 1	いわき市公害防止条例の一部改正
S59. 4. 1	いわき市公害処理委員会規則の一部改正
S60. 3. 8	いわき地域公害防止計画(第3期)について内閣総理大臣の承認を得る
S60. 3.26	騒音規制法、振動規制法に基づく地域の指定並びに規制基準の設定(改正)
S61. 4. 1	大気汚染常時監視測定局の市への全面移管及び適正配置の実施
S62. 5.14	いわきの水をきれいにする市民の連絡会の結成
S63. 3.31	公害モニターを市民モニターへ統合
H元. 3. 1	日本エレクトロニクス㈱(現・㈱キヨウデン)と公害防止協定締結
H元. 4. 1	環境衛生課と統合し、環境保全課公害対策係となる(機構改革)
H元. 5.30	ケミクレア㈱と公害防止協定締結
H 2. 3.13	いわき地域公害防止計画(第4期)について内閣総理大臣の承認を得る
H 2. 4.23	㈱浮間化学研究所と公害防止協定締結
H 2. 6.22	水質汚濁防止法の一部改正(生活排水対策の法制化)
H 2. 6.27	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の制定(同日施行)
H 3. 4. 1	市内4ゴルフ場と環境保全協定締結 ・㈱エバグリーンゴルフ俱楽部(エバグリーンゴルフクラブ(現・サラブレットカントリークラブ)) ・㈱日本ロイヤルクラブ(勿来VIPロイヤルカントリー俱楽部(現・勿来TAIGAカントリークラブ)) ・㈱勿来(五浦庭園カントリークラブ) ・東京湾観光㈱(小名浜スプリングスホテル&ゴルフ俱楽部(現・小名浜オーシャンホテル&ゴルフ クラブ))

年月日	事項
H 3. 7.17	市内2ゴルフ場と環境保全協定締結 ・(株)いわきリゾート(久之浜カントリー倶楽部) ・日本钢管不動産㈱(NKFいわきリゾート(現・バイロンネルソンカントリークラブ))
H 3.10.30	日産自動車㈱と公害防止協定締結
H 3.12.25	鶴見钢管㈱と公害防止協定締結
H 4. 3. 1	平字正内町地内に自動車排出ガス測定局設置
H 4. 9. 7	呉羽環境㈱(現・㈱クレハ環境)と公害防止協定締結
H 5. 1.20	(株)サンテックいわき(現・㈱三景)と公害防止協定締結
H 5. 3. 8	公害対策基本法第9条に基づく水質汚濁に係る環境基準の一部改正
H 5. 4.28	(株)磐城グリーンヒルズ(いわきグリーンヒルズカントリークラブ)と環境保全協定締結
H 5.11.19	環境基本法の制定(公害対策基本法は廃止)
H 6. 2. 1	水質汚濁防止法に基づく排水規制、地下浸透水の浸透規制等の有害物質の追加:13物質)
H 6. 3.13	いわき地域公害防止計画(第5期)について内閣総理大臣の承認を得る
H 6. 4. 8	(株)ヴィラージュ・アザリアと環境保全協定締結
H 6. 6.28	トラスト企画㈱と公害防止協定締結
H 7. 4.26	(株)ワイズウェイストジャパンと公害防止協定締結
H 7. 7.10	薄磯海岸が「日本の渚・百選」に認定
H 8. 3.26	福島県環境基本条例公布(同日施行)
H 8. 6. 5	水質汚濁防止法の一部改正(地下水水質の浄化等 9.4.1施行)
H 8. 7.16	福島県生活環境の保全等に関する条例公布(福島県産業公害等防止条例は廃止)
H 9. 3.31	いわき市環境基本条例の制定(9.4.1施行)
H 9. 4. 1	いわき市公害対策センターが独立機関として発足(福島県いわき公害対策センターが廃止され、福島県環境センターいわき支所発足、職員の県・市併任が解任)
H 9. 6.13	環境影響評価法公布(9.12.12一部施行)
H 9. 8.28	いわき大王製紙㈱と公害防止協定締結
H 9. 8.29	大気汚染防止法施行令の一部改正(ダイオキシン類を指定物質に追加 9.12.1施行)
H 9.12.24	じやんがら念佛踊りの音、薄磯海岸の潮騒とともに鳴き声、豊間海岸の鳴き砂の音が「うつくしまの音30景」に認定
H10. 3.13	水質汚濁に係る環境基準(全窒素及び全燐)の水域類型指定:小名浜港
H10. 4.10	大気汚染防止法施行規則の一部改正(廃棄物焼却炉に係るばいじんの規制強化 10.7.1施行)
H10. 6. 5	水環境保全に向けた取組のための要調査項目(300)の選定
H10. 9.30	騒音に係る環境基準の改正
H10.10. 9	地球温暖化対策の推進に関する法律公布(11.4.8施行、一部同日施行)
H11. 3. 3	いわき市環境基本計画の策定
H11. 3.17	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく地域の指定、並びに規制基準の設定(中核市 移行に伴い市長告示 11.4.1施行) いわき市大気汚染常時監視要綱の制定(11.4.1施行)
H11. 3.31	福島県環境センターいわき支所廃止
H11. 4. 1	大気汚染防止法に基づく発生源の監視義務・規制権限が、中核市移行に伴い、県からいわき市に移行し、いわき市環境監視センターが担当
H11. 4. 3	環境保全課内に産業廃棄物対策室を設置
H11. 4.30	公害防止協定締結工場等のうち、10工場といわき市大気汚染常時監視要綱の運用に関する覚書を締結
H11. 7.16	ダイオキシン類対策特別措置法公布(12.1.15施行)
H12. 2.24	いわき地域公害防止計画(第6期)について内閣総理大臣の承認を得る
H12. 4. 1	環境保全課を環境課と改称(機構改革)

資料編（環境行政の主なあゆみ）

年月日	事 項
H12. 5.11	いわき市環境アドバイザー事業実施要綱の制定(同日施行)
H12. 7.11	騒音規制法に基づく市長告示の一部改正
H13. 3.27	自動車騒音の限度に係る指定区域の変更(同日施行)
H13.10.19	水質汚濁に係る環境基準(全窒素及び全燐)の水域類型指定の告示:小名浜港
H14. 5.29	土壤汚染対策法公布(15.2.15施行)
H14. 7.12	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律は廃止 15.4.16施行)
H15. 2.15	環境にやさしいくらしかたをすすめる会が設立される
H15. 7.25	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布(15.10.1施行、16.10.1一部施行)
H16. 5.26	サミット小名浜エスパワー㈱と公害防止協定締結
H17. 3.17	大気汚染防止法の一部改正(VOCの排出抑制 17.6.1施行、VOCの排出規制等に係る施行は18.4.1)
H17. 3.31	いわき地域公害防止計画(第7期)について環境大臣の同意を得る
H17. 5.27	いわき市環境基本計画の一部改定
H17. 6.10	大気汚染防止法施行令の一部改正(VOC規制対象外の8物質の設定等 17.6.1施行) 大気汚染防止法施行令の一部改正(VOC排出施設設置者に対する報告徴収等の追加 18.4.1 施行)
H17. 7. 1	大気汚染防止法施行規則の一部改正(排出基準の設定等 18.4.1施行)
H17.12.21	石綿障害予防規則施行(石綿ばく露防止対策の徹底) 大気汚染防止法施行令の一部改正(特定建築材料の種類の拡大等 18.3.1施行)
H18. 2.10	大気汚染防止法施行規則の一部改正(作業基準の強化 18.3.1施行) 大気汚染防止法の一部改正(特定粉じん排出等作業の規制対象に工作物を追加 18.10.1施行)
H18. 3.24	水質汚濁に係る環境基準(BOD)の水域類型指定:大久川および小久川等4水域 水質汚濁に係る環境基準(全窒素及び全燐)の水域類型指定:小名浜港
H19. 3.30	水生生物の保全に係る環境基準の水域類型指定:夏井川等7水域
H19. 4. 1	環境課を環境企画課に、公害対策センターを環境監視センターに改称(機構改革)
H19.10. 5	水質汚濁に係る環境基準(BOD)の水域類型指定(S49.3.26指定の類型のうち、夏井川(好間川 合流点より下流)1水域について類型変更)
H20. 3.18	水生生物の保全に係る環境基準の水域類型指定:大久川及び小久川
H20. 7.17	第一三共プロファーマ㈱(現・第一三共ケミカルファーマ㈱)と公害防止協定締結
H21. 3.31	いわき地域公害防止計画の終了
H21. 4.24	土壤汚染対策法の一部改正(土壤汚染の状況把握の制度拡充、汚染土壤処理業の新設等 22.4.1施行)
H21. 9. 9	微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準の設定
H21.11.30	公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加及び基準値の変更 地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目の追加及び項目・基準値の変更(1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマーの項目追加等)
H22. 5.10	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正(自主測定結果の改ざん等に対する罰則、事業者の責務規定の創設等 22.8.10一部施行)
H22. 6. 1	排水基準を定める省令の一部改正(ほう素化合物等に係る暫定排水基準の適用期間延長 22.7.1 施行)
H22. 9.29	ゴルフ場農薬指導指針の一部改正(指針値設定農薬の追加・削除及び指針値の見直し)
H22.12.14	水質汚濁に係る環境基準(全窒素及び全燐)の暫定目標見直し:小名浜港水域の暫定目標の撤廃
H22.12.17	福島県生活環境の保全等に関する条例の一部改正(事業者の責務規定の創設等 22.12.17一部施行)

年月日	事項
H22.12.24	小名浜石油㈱と公害防止協定締結
H23. 2.15	いわき市環境基本計画(第二次)の策定
H23. 3.11	大気汚染防止法、水質汚濁防止法の一部改正(指定物質の指定等 23.4.1施行) 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正(指定事業場排出水等の汚染状態の測定等 24.4.1一部施行)
H23. 3.15	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく地域の指定(改定)
H23. 4.27	環境影響評価法の一部改正(交付金事業を対象事業に追加、手続きの変更等 24.10.1一部施行)
H23. 6.15	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の一部改正(環境の保全のための意欲の 増進及び環境教育の推進に関する法律への名称変更等 24.10.1施行)
H23.10.27	水質汚濁に係る環境基準の一部改正(カドミウムの環境基準変更 同日施行)
H23.10.28	排水基準を定める省令等の一部改正(1,1-ジクロロエチレンの排水基準変更等 23.11.1及び23.12.11施行)
H23.11.16	環境影響評価法施行令の一部改正(風力発電所設置工事事業を対象事業に追加等 24.10.1 施行)
H24. 3.27	水質汚濁防止法施行規則等の一部改正(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等 24.6.1 施行)
H24. 5.23	水質汚濁防止法施行令等の一部改正(有害物質、指定物質及び、特定施設の追加 24.5.25施行)
H24. 5.28	いわき市省エネアドバイザー事業実施要綱の制定(24.6.1施行)
H24. 8.22	水質汚濁に係る環境基準の一部改正(生活環境項目追加)
H24. 9.21	水質汚濁防止法施行令の一部改正(指定物質としてノニルフェノールの追加 24.10.1施行)
H24. 9.26	水質汚濁防止法施行令の一部改正(指定物質としてヘキサメチレンテトラミンの追加 24.10.1施行)
H25. 3. 6	大気汚染防止法施行規則の一部改正(VOC濃度の測定に係る規定について改正)
H25. 3.27	水質汚濁に係る環境基準の一部改正(環境基準に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の追加、要監視項目として、4-t-オクチルフェノール等の追加)
H25. 6.10	排水基準を定める省令の一部改正(ほう素及びその化合物等3項目について暫定排水基準の適用期間を延長 25.7.1施行)
H25. 6.18	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正(水濁基準値が定められている農薬について指針値を設定)
H26. 3.20	土壤の汚染に係る環境基準の一部改正(1,1-ジクロロエチレンの環境基準変更)
H26. 3.31	要調査項目リストの改訂
H26. 5.29	大気汚染防止法の一部改正(建物解体時の石綿の飛散防止対策について 26.6.1施行)
H26. 5.30	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律への名称変更等 27.5.29施行)
H26.11. 4	水質汚濁防止法施行規則等の一部改正(カドミウム及びその化合物の排水基準変更等 26.12.1 施行)
H26.11.17	水質汚濁に係る環境基準の一部改正(トリクロロエチレンの環境基準変更) 地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正(トリクロロエチレンの環境基準変更)
H27. 6.19	水銀による環境の汚染の防止に関する法律の制定(水銀の堀採、特定の水銀使用製品の製造、 特定の製造工程における水銀等の使用等の禁止等) 大気汚染防止法の一部改正(水銀排出施設に係る届出制度等 30.4.1施行)
H27. 7. 1	騒音規制法及び振動規制法に基づく地域の指定(改定)
H27. 9.18	水質汚濁防止法施行規則等の一部改正(トリクロロエチレンの排水基準変更等 27.10.21施行)
H28. 2.16	いわき市環境基本計画(第二次)の一部改定
H28. 3.29	土壤の汚染に係る環境基準の一部改正(クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)の 環境基準追加 29.4.1施行)

資料編（環境行政の主なあゆみ）

年月日	事項
H28. 6.16	排水基準を定める省令の一部改正(ほう素及びその化合物等3項目について暫定排水基準を一部見直し 28.7.1施行)
H28.11.15	排水基準を定める省令の一部改正(亜鉛含有量等2項目について暫定排水基準の適用期間を延長 28.12.1及び28.12.11施行)
H29. 3. 9	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の 制定(農薬について水質及び生態系保全の観点からの指針値を新たに設定)
H29. 5.19	土壤汚染対策法の一部改正(土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大等 30.4.1第一段階施行、31.4.1第二段階施行)

※廃棄物・下水道に係るものは原則として除いている。